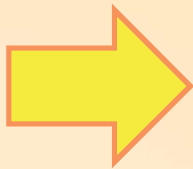


遺品整理等に伴って発生する廃棄物の取扱いについて

- 一般家庭で整理した遺品の中で廃棄するものは一般廃棄物。
- 一般廃棄物の収集運搬許可を得ていない遺品整理業者ができる業務は、依頼を受けた家庭の敷地内で、遺品を整理するところまで。
- 廃棄する遺品を敷地外へ運搬する必要がある場合には、必ず、排出者（遺品整理の依頼者）に依頼して指定の収集日に出してもらうか、排出者から直接一般廃棄物の収集運搬許可業者に委託すること。
- 一般廃棄物収集運搬許可には、収集できる区域や生活環境の保全上必要な条件が付されることがある。
- 一般廃棄物の収集運搬許可を得ていない遺品整理業者が自ら運搬することは、廃棄物処理法違反で罰せられるため注意すること。



家庭から排出される一般廃棄物である遺品は、例えば
○産業廃棄物の収集運搬業許可
○事業系一般廃棄物に限定された収集運搬業許可
では**運搬はできない**ことに注意。